

伊丹市教育委員会事務局 こども未来部
幼児教育保育室 幼児教育推進課

キ
リ
ト
リ

さて、幼稚園・こども園・保育所(園)は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場であるため、感染症が発生した場合は、感染拡大のリスクが高くなります。

令和 5 年 5 月 8 日付で、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更されました。「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令」(文部科学省)が施行され、「保育所における感染症対策ガイドライン」(厚生労働省)が改訂されました。これを受け、下記の通り対応をご依頼いたします。

有症者の場合 … 発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過すること

※症状が軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることです

・無症者の場合 … 検体採取日を 0 日目として、5 日を経過すること

登園届(保護者記載)

登園届につきましては、市ホームページよりダウンロードも可能です。

保育所(園)・こども園・幼稚園

兒童名

病 名〔 新型コロナウイルス感染症 〕

令和 年 月 日、医療機関 を受

診し、新型コロナウイルス感染症と診断されました。

「発症した後、5 日を経過し」かつ「症状が軽快した後 1 日経過していること」をみたし、児童の健康が回復したため、登園いたします。

【經過】

発症日 ※無症状の場合は、診断日が発症日となります。

日にち	/	/	/	/	/	/	/	/	/
症状が軽快した 日に○をする									

※症状が軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることです。

保護者名

新型コロナウイルス感染症と診断された場合、下記の通りお休みとなります。

例		発症	発症後、最低 5 日間は登園できません						
			1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目
日にち	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16
症状が軽快した 日に○をする		○	1 日				登園 可能		
日にち	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16
症状が軽快した 日に○をする							○	1 日	登園 可能
		症状が軽快した 1 日を経過するまでは、登園できません							